

## 現地法人設立に関する手続きの流れ 《その1》

今月より、最近よく企業様からご質問を受ける”インドネシア進出”に関する手続きの流れについて、わかりやすく解説していききたいと思います。

### 1. 進出形態

インドネシアに進出を希望される場合、①駐在員事務所設立 ②現地法人設立 の二つの選択肢があります。現地で宣伝活動を行うだけであれば、①で十分です。しかし、なんらかの商品を製造、契約、販売、輸出入するという場合は②となります。また、まずは①駐在員事務所を設立して現地の市場調査を行い、開業すべきであると判断した場合、②現地法人設立を検討→実施というプロセスも可能です。

### 2. 投資規制対象分野かどうか確認

上記1. ②現地法人設立を行う場合、まずやるべきことは、その産業での外資の参入が規制されていないかを調べることです。この規制については、”ネガティブ・リスト”と呼ばれる一冊のリストにまとめられており、それぞれの産業について、「外資参入が禁止されている」のか、もしくは「外資比率が何パーセントまで認められるのか」が記載されています。これによって100%自己資本で参入できるのか、それとも現地パートナーが必要となるのかがわかります。”ネガティブ・リスト”に記載されていない、もしくは解釈によってその規制分野に含まれるのか否かがはっきりしない場合も多いため、その場合は、外資の参入をとりまとめる政府機関である”インドネシア投資調整庁 (BKPM ベーカーペーエム)”へ直接確認するか、コンサル会社を通して確認します。BKPMは東京事務所を開設していますので、日本国内でも確認が可能です。

### 3. 用地の確保

次に製造業の場合は工場用地、商業の場合は、事務所を決めなければいけません。ジャカルタ？スラバヤ？それともその他の地域ですか？商業の場合、事務所として住宅用の物件を使用することはできません。よってRUKAN(ルカン)と呼ばれる事業用集合物件もしくは商業ビル内に入居することになります。



RUKAN (ルカン) : 2~4階建が一般的で広さも色々

製造業の場合、2009年に制定された”工業団地規則”によって、「工業団地内に住所を置くこと」と定められているため、原則、工業団地以外に工場を建てることはできません。例外として、規則が制定される前に開業していた企業の他、材料の入手、加工プロセスから工業団地を持たない自治体に開業する必要がある場合等は、承認を得ることによって工業団地以外でも工場建設が認められます。

ジャカルタ近郊であれば、中心地から東へ30km~65km、車で20分~1時間以内の距離に、丸紅、伊藤

忠、双日、大成建設、住友商事等の日系企業が運営する工業団地が展開しており、設備の面からも安心できる上、日本側で空き用地、賃貸物件の確認を含め、情報収集をすることが可能です。当然のことながら、前述の日系工業団地以外にローカルの工業団地もありますが、なかなか日本側では情報が入手できない現実があるようです。その場合は、コンサル会社かBKPMに照会するのが良いでしょう。

用地候補が決まれば、現地視察をしましょう。現地へ行けば工業団地周辺のアクセス（例えば、高速出口の位置、出口から工業団地への渋滞の程度）を確認でき、また、周辺施設、駐在員の住居、社用車の値段などのほか、なによりも昨今のインドネシア進出ブームといわれる所以を直接感じる事が出来るはずです。

#### 4. 法人名の確認

次は現地法人名を決めます。企業名の確認（取得）は、公証人（ノタリス）が法務人権省へ行きます。この作業もコンサル会社を介して行われます。実はこのプロセスで「使用できません」との回答が返ってくる場合が多々あります。

例えば、①PT. TAKEI MACHINE INDONESIAという会社名で申請したとしましょう。（PTは有限責任会社という意味で、日本の株式会社にあたります。）しかし既に現地に②PT. TAKEI MANUFACTURE INDONESIAという会社（日系、現地企業に関わらず）がある場合、「この会社名は既に使用されているので使用不可」と法務人権省からの回答があります。これを解決するには、この②の企業から使用承諾書を取りつける必要があります。相手がグループ会社であれば、この使用承諾書を手に入れることは簡単でしょう。しかし、そうでない場合は、その交渉に時間も、もしかするとお金も費やすことになるかもしれません。よって、前もって現地法人名は2～3候補を挙げておく事をお勧めします。

法人名の確認がとれば、いよいよ申請となります。この申請から営業許可取得までの流れは、また次号で解説いたします。

#### 【参考】

[インドネシア共和国投資調整庁日本事務所（BKPM日本事務所）](#)

所在地：〒100-0011

東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル23階

電話：03-3500-3878

FAX：03-3500-3879

E-mail：[bkpm521@bkpm-jpn.com](mailto:bkpm521@bkpm-jpn.com)

以上

<これまでの岡山県インドネシアビジネスサポートデスクレポートは[こちら](#)から>

#### ★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク（PT. JC内）概要★

所在地：WISMA NUSANTARA BUILDING 24<sup>th</sup> Floor

Jl. M. H Thamrin Kav 59 Jakarta Pusat Indonesia 10350

デスク担当者：PT.JC 武井 和宏（たけい かずひろ）

対象エリア：インドネシア全域

※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています（岡山県から[公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会](#)に業務を委託）。ご利用に当たっては、「[岡山県インドネシアビジネスサポートデスク](#)」利

[用の手引](#)きをご覧のうえ、[岡山県産業企画課マーケティング推進室](#) (電話 086-226-7365) までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応していません。